

佐賀県告示第 95 号

次の加入区において令和 3 年 5 月 11 日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、令和 7 年 5 月 10 日限り消滅した。

令和 7 年 5 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

加入区

鎮西町加入区